

# 山梨県公報

号外第五十一号

平成二十七年

七月二十一日

火曜日

## 目次

### 訓令

○山梨県副知事の担任意務に関する規程……………一

## 訓令

### 山梨県訓令第十二号

本庁  
出先機関

山梨県副知事の担任意務に関する規程を次のように定める。  
平成二十七年七月二十一日

山梨県知事 後藤 斎

#### (担任意務)

第一条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

##### 一 共管事務

- イ 重要施策の企画及び調整に関すること。
- ロ その他知事が指定する事項に関すること。

##### 二 副知事山下誠の担任意務

- イ 知事政策局に関すること(人口減少対策に係ることを除く)。
- ロ 企画県民部に関すること(総合教育会議及び県民生活に係ることを除く)。
- ハ リニア交通局に関すること。
- ニ 総務部に関すること。
- ホ 福祉保健部に関すること(子育て支援に係ることを除く)。
- ヘ エネルギー局に関すること。
- ト 産業労働部に関すること(地域産業の振興及び雇用対策に係ることを除く)。
- チ 県土整備部に関すること。
- リ 出納局に関すること。

又 企業局に関すること。

ル 議会との連絡調整に関すること。

ヲ 行政委員会等との連絡調整に関すること。

ワ その他知事が指定する事項に関すること。

##### 三 副知事新井ゆたかの担任意務

イ 知事政策局に関すること(人口減少対策に係ることに限る)。

ロ 企画県民部に関すること(総合教育会議及び県民生活に係ることに限る)。

ハ 福祉保健部に関すること(子育て支援に係ることに限る)。

ニ 森林環境部に関すること。

ホ 産業労働部に関すること(地域産業の振興及び雇用対策に係ることに限る)。

ヘ 観光部に関すること。

ト 農政部に関すること。

チ その他知事が指定する事項に関すること。

#### (担任の特例)

第二条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任意務は、他の副知事が担任するものとする。

#### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番